

乗用型の田植機やコンバインなどの

農耕作業車等は **ナンバー登録が必要**です

ご存じですか？

田植機やコンバインなどの農耕作業用等の小型特殊自動車（乗用型）は公道走行の有無に関わらず、4月1日において所有されている場合に課税の対象となります。（地方税法及び市税条例第49条）

- ・ナンバープレートが交付されていない農耕作業用等の小型特殊自動車（乗用型）をお持ちの方は、福知山市役所税務課または各支所で申し、交付を受けてください。
- ・登録の日付は、所有された日にさかのぼって申告が必要です。4月2日以降に届出をされても、所有した日から課税対象となります。

農耕作業用等の特殊自動車とは

乗用装置があるもので、田植機・刈取脱穀作業車（コンバイン）・農耕トラクター・農業用薬剤散布車・動力運搬車の一部をいいます。

（※最高速度等によって小型・大型特殊自動車に分類されます）

注意事項

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。（市税条例第8条）

■詳細については下記までお問い合わせください

〒620-8501

福知山市字内記13番地の1

福知山市役所 税務課 市民税係

TEL 0773-24-7024（直通）



（裏面あり）

◇申告に必要なもの

事 項	必要なもの
・業者から購入	・印鑑 ・販売証明書
・市外の人から譲受け	・印鑑 ・他市の廃車証明書
・市内の人から譲受け (ナンバープレート付き)	・印鑑 ・標識(ナンバープレート)新しい標識に変更します ・譲渡証明書
・市内の人から譲受け (ナンバープレート無し)	・印鑑 ・廃車申告受付書 ・譲渡証明書

■詳細についてはお問い合わせください

◇よくあるご質問

Q 乗用田植機はなぜ課税になるのですか？

A 乗用田植機は道路運送車両法により農耕用小型特殊自動車に分類されています。
地方税法では小型特殊自動車の所有者に軽自動車税(種別割)の納付を定めています。

Q 乗用田植機は公道走行できないのですか？

A 乗用田植機は道路運送車両法により農耕用小型特殊自動車に分類されていますが、公道走行のための保安基準を満たしていないため、公道走行は出来ません。

【参考】

◇地方税法(抜粋)

第四百四十二条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

三 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。

(中略)

六 小型特殊自動車 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車をいう。

第四百四十三条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所の市町村が課する。

第四百六十三条の十六 種別割の賦課期日は、四月一日とする。